

## アジア・アジアパラ競技大会を生かした豊田市イメージアップ業務委託仕様書

アジア・アジアパラ競技大会を生かした豊田市イメージアップ業務委託に関する契約の締結に際し、委託業務を円滑かつ効率的に行うため、本委託業務の遂行に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

### 1 業務の目的

本業務は、令和8年9月・10月に開催されるアジア・アジアパラ競技大会に合わせて、本市の魅力を広く周知することで、まちの新たなイメージの醸成を図る。

### 2 委託期間

委託期間の開始日から令和9年1月29日まで

### 3 業務体制・総括管理

本業務を効果的かつ円滑に行えるような業務実施体制を構築するとともに、進捗管理や関係事業者との調整を行うこと。

### 4 委託業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に委託者と協議の上、決定するものとする。

#### (1) 交通広告等によるプロモーション

##### ア ターゲット

名古屋市及び豊田市に在住・在勤・在学・来訪する18歳から39歳の若者・子育て世代を主なターゲットとする。

##### イ 広告掲出の場所及び期間

委託者が確保予定（確保状況は令和8年4月2日（木）以降に市ホームページにて公表する）の鉄道駅の広告枠を活用し、広告の掲出を行うこと。掲出場所及び期間は以下のとおりとする。

ただし、予定する広告枠が確保できなかった場合は、同等又はそれ以上の効果が期待できる交通広告又は屋外広告の広告枠（場所・期間）を、提案限度額の範囲内で提案すること（※名鉄豊田市駅、名鉄名古屋駅を必須とはしない。）。なお、広告枠については、委託者と協議した上で決定する。

##### (ア) 名鉄豊田市駅ジャック

令和8年9月14日（月）から10月25日（日） 6週間

##### (イ) 名鉄名古屋駅デジタルサイネージジャック

令和8年9月14日（月）から10月4日（日） 3週間

##### ウ 広告の内容

(ア) 名鉄豊田市駅ジャック

- ・ 広告の掲出方法及びデザインは、受託者が提案し、委託者と協議した上で決定すること。なお、ターゲットが豊田市に興味・関心及び好印象を持つようなインパクトのある掲出方法や広告にすること。
- ・ 広告の制作に必要な写真・イラストなどの素材については、受託者が用意すること。なお、委託者が保有する写真等を活用する場合は、委託者と調整すること。

(イ) 名鉄名古屋駅デジタルサイネージジャック

- ・ 上記(ア)で制作した広告のデザインデータ及び委託者が提供する動画データ(15秒の横型動画(データ形式MPEG4)を1~3種類 ※変更となる可能性あり)を組み合わせ、デジタルサイネージ用の広告データを制作すること。なお、広告データの内容及び掲出方法については、受託者が提案し、委託者と協議した上で決定すること。
- ・ 広告データの編集、文字入れ、データ形式の変更等については、受託者が行うこと。
- ・ 委託者から提供する動画データは、6月下旬から8月上旬にかけて、順次提供予定。

(ウ) 予定する広告枠(名鉄豊田駅、名鉄名古屋駅)以外への広告掲出

- ・ 予定する広告枠の確保ができず、受託者が提案する広告枠を使用する場合は、上記(ア)(イ)の内容を踏まえ、提案限度額の範囲内で広告を制作すること。

エ 広告媒体社との連絡調整及び広告物の制作・納品等

広告に関し、広告媒体社への広告枠の申込みや審査等の手続き、広告の制作・印刷・納品・設置・撤去、媒体使用料の支払い及びこれらに必要な調整・連絡等、本件広告掲出に関する一切の業務については、受託者が行うこと。

オ 広告の設置・撤去の日時については、広告媒体社の指定するルールに従い、委託者と協議した上で決定すること。

カ 広告に関するデータの納品

制作した広告物のデータを委託者へ提出すること。なお、著作権は委託者に帰属するものとする。

**(2) 文化プログラム出展ブース(以下「出展ブース」という。)の装飾**

ア 出展ブースの装飾物の提案及び制作

- ・ アジア・アジアパラ競技大会期間中に競技会場等で実施する文化プログラムの出展ブースの装飾物を制作すること。
- ・ 出展ブースの装飾物は、本市への来訪者(主に日本人)の興味・関心を引くインパクトのあるものとし、アジア・アジアパラ競技大会終了後も引き続き

使用できる汎用性のある装飾物とすること。なお、装飾物の種類・デザイン等については、受託者が提案し、委託者と協議した上で決定すること。（※アジア・アジアパラ競技大会のPRではなく、豊田市のPRにつながる装飾物とすること。）

- ・装飾物の制作にあたり、写真・イラストなどの素材を使用する場合は、受託者が用意すること。なお、委託者が保有する写真等を活用する場合は、委託者と調整すること。
- ・出展ブースへ装飾物を設置するにあたり遵守すべき法令がある場合は、それに対応した物品やデザインとすること。
- ・出展の概要については、以下のとおりとする。

<出展ブース（以下）の概要>

（ア）出展場所

主に競技が行われる日に、競技会場で出展。出展場所は以下を予定。

- ・名古屋市瑞穂公園南児童園（屋外）
- ・矢作川カヌースラロームコース（屋外）
- ・豊田スタジアム（屋外）
- ・愛知総合射撃場（屋外）
- ・スカイホール豊田（屋内）

（イ）出展ブースの内容

- ・本市の歴史、文化芸術、自然、産業等の魅力を紹介・発信するとともに、大会関係者や県民・市民が交流する機会となる文化プログラムを実施する。（観光パンフレットの配布、伝統工芸品やグルメの紹介、ワークショップやVR体験などを検討中）

（ウ）出展ブースの規格

別紙1-1、1-2を参照

イ 装飾物の制作・納品及びそれに係る調整等

- ・装飾物については、屋外ブース用装飾物一式を2セット、屋内ブース用装飾物一式を1セットの合計3セットを制作・納品すること。
- ・装飾物の制作・納品において必要となる調整・連絡等一切の業務は、受託者が行うこと。
- ・装飾物のデザインデータは、委託者へ提出すること。なお、著作権は、委託者に帰属するものとする。

## 5 報告書の提出

- （1）受託者は本業務終了後、実績報告書を作成し、委託者の検査を受けること。
- （2）委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。
- （3）委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合

は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 6 業務実施過程

### (1) 打合せ

ア 受託者は、契約締結後、速やかに業務の内容、日程等について委託者と協議すること。

イ 対面での打合せ協議は、初回（業務着手時）、最終（成果納品時）のほか、適宜実施すること。また、随時電子メールでの指示等により、委託者との連絡調整を十分に行うものとする。

ウ 受託者は打合せ後、速やかに打合せ記録を作成し、委託者へメールにて提出すること。

### (2) 計画等の変更

委託者は、業務実施過程で、計画やデザインのほか、本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

### (3) 承認

受託者は、本業務の遂行に当たって逐次委託者の承認を得ること。

## 7 再委託

(1) 業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委託することはできない。

(2) この業務における「主たる部分」とは、当該業務における総合的な企画、業務遂行管理をいう。

(3) コピーや資料の収集、収集資料の整理、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務に当たらない軽易な業務の再委託に当たっては、委託者の承認を必要としない。

(4) 上記(2)及び(3)の業務以外の再委託に当たっては、書面により委託者の承認を得なければならない。

(5) 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

## 8 成果物の提出

### (1) 成果物

#### ア 交通広告

・交通広告電子データ (ai 及び PDF、動画のデータ形式は委託者と協議)

#### イ 出展ブース用装飾物

・屋外ブース用装飾物一式を 2 セット及び電子データ (ai 及び PDF)

・屋内ブース用装飾物一式を 1 セット及び電子データ (ai 及び PDF)

## エ 実績報告書

・紙3部及び電子データ（Word 又は PowerPoint）

### (2) 納入場所

豊田市シティプロモーション戦略課

（愛知県豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所 南庁舎2階）

### (3) 納入期限

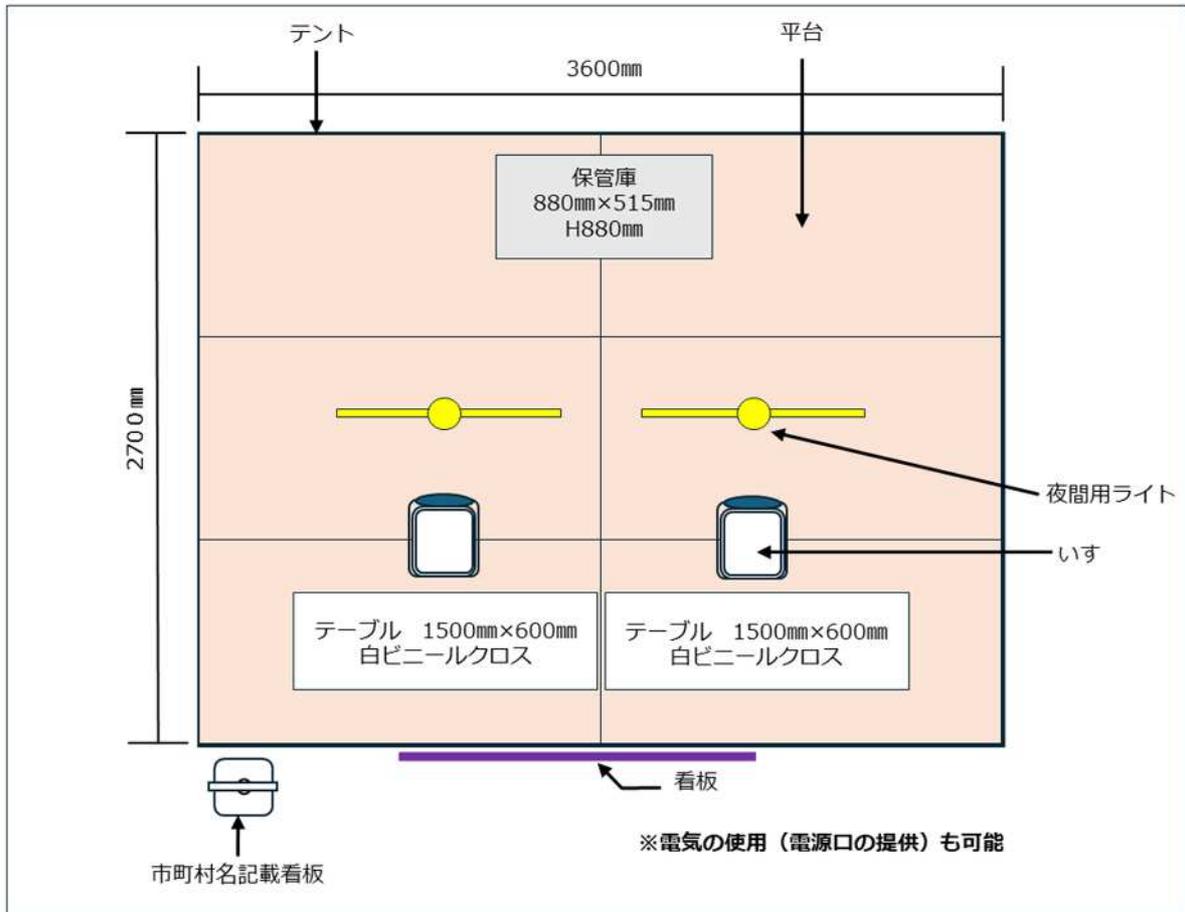
ア 交通広告電子データ	令和8年8月31日（月）
イ 出展ブース用装飾物及び電子データ	令和8年9月11日（金）
ウ 実績報告書	令和9年1月22日（金）

## 9 著作権等

- (1) 当業務の成果に係る全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き委託者に帰属させることとし、委託者の承諾なく他に公表又は貸与、使用してはならないものとする。
- (2) また受託者は、当業務にかかる著作権を委託者に帰属させることに支障のないよう、受託者の責任において適切に権利の処理を行うこと。
- (3) 委託者は受託者に断りなく、また費用が発生することなく、納品物の加工を行い、豊田市刊行物等に掲載し発行することができるものとする。
- (4) 当業務の完了後、デザインの使用に伴って万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受託者の責任において処理・解決すること。

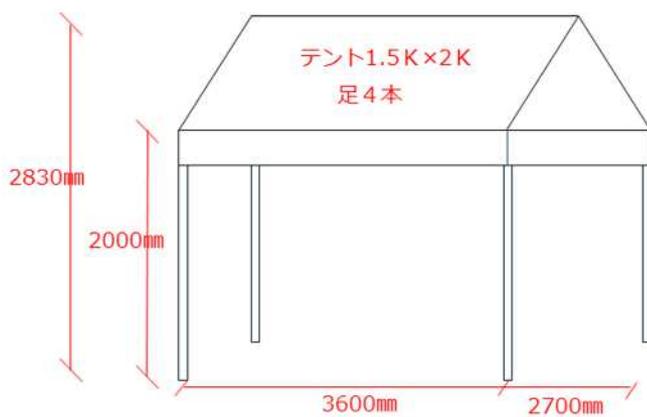
## 10 その他

- (1) 本委託業務にあたっては、関係法令、本市の条例、規則及び契約約款等を遵守しなければならない。
- (2) 業務完了後といえども、受託者の過失等に起因する不良箇所及び誤りが発見された場合は、直ちに訂正補正等の処理をするものとする。
- (3) 関係者等との連絡調整や撮影先等の手配など、当業務遂行に当たり必要となる一切の手続き及び費用負担は原則として受託者が行うこと。ただし、市の関係者や公共施設に関する調整の場合は、双方協議の上、調整方法を決定するものとする。
- (4) 本委託の実施に当たり疑義が生じたとき又はこの仕様にて定めのない事項については、その都度、双方協議をして定めるものとする。
- (5) 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく 公表又は使用してはならない。
- (6) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上定めるものとする。



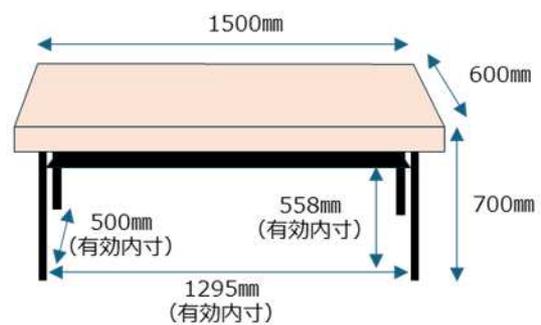
### ●テント

3.6m×2.7m×2m (H)  
※夜間用ライトの設置あり



### ●テーブル×2台

1.5m×0.6m×0.7m (H)  
※白ビニールクロス有り



### ●保管庫（テーブル台）×1台

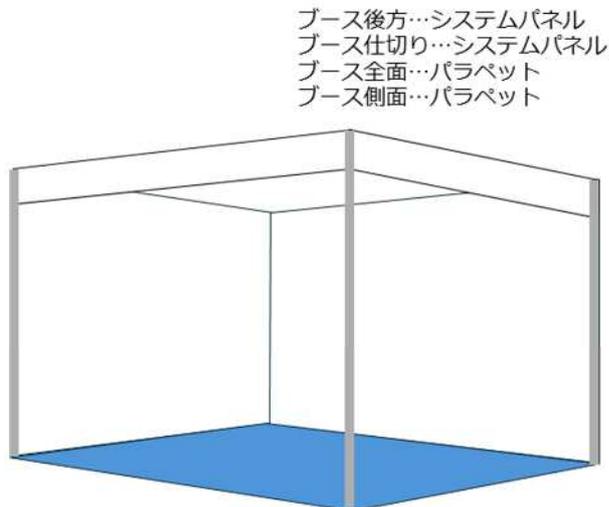
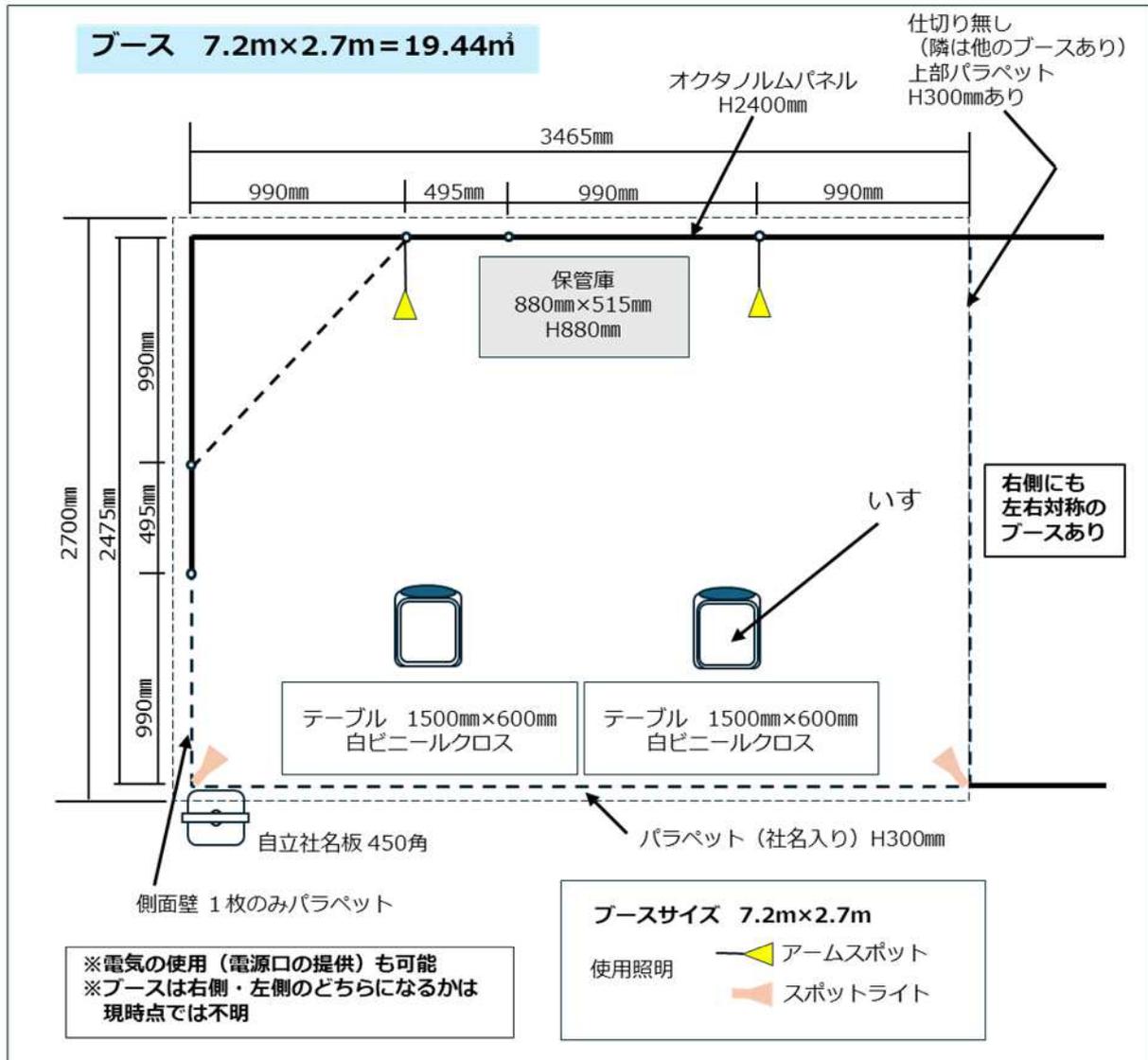
●市町村名記載の看板  
※イベント主催者が準備

### ●いす×2脚

### ●平台×6枚

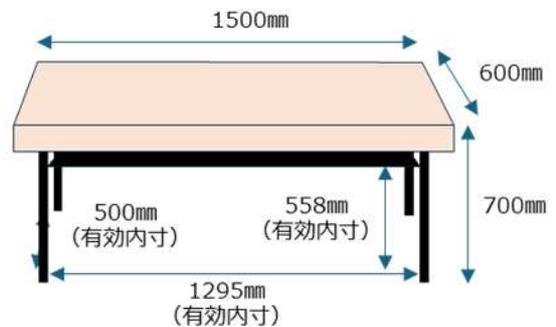
1.8m×0.9m×60cm (厚)





### ●テーブル×2台

1.5m×0.6m×0.7m (H)  
※白ビニールクロス有り



### ●保管庫（テーブル台）×1台

●市町村名記載の看板×1基  
※イベント主催者が準備

### ●椅子×2脚